

# 令和7年度 第3回犬山市子ども・子育て会議 次第

日時：令和8年2月19日(木)

午後1時30分～

場所：犬山市保健センター2階  
視聴覚室

## 1. あいさつ

## 2. 議事

- (1) 第1期犬山市こども計画代用計画（こども誰でも通園制度）について
- (2) 子ども・子育て支援法による確認申請について
- (3) (仮称) 犬山市こどもの権利条例について

## 3. その他

(送付資料8点)

- ①令和7年度第3回犬山市子ども・子育て会議次第
- ②令和7年度犬山市子ども・子育て会議委員名簿
- ③子ども・子育て支援法（抜粋）及び犬山市子ども・子育て会議条例
- ④（資料1）第1期犬山市こども計画 代用計画案
- ⑤（資料2）子ども・子育て支援法による確認申請について
- ⑥（資料3）子ども・子育て支援法による確認申請について 法根拠資料
- ⑦（資料4）(仮称) 犬山市こどもの権利条例の記載事項（骨子案）
- ⑧（資料5）(仮称) 犬山市こどもの権利条例 制定スケジュール

## 【第1期犬山市こども計画 代用計画】

### 第5章 量の見込みと確保方策

#### 4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

##### (19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

担当:子ども未来課

○全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境整備を進めることを目的として、就労要件を問わず、全ての子育て家庭に対して、月一定時間(10 時間)までの利用枠の中で、柔軟に保育施設等が利用できる新たな通園制度を実施します。

・利用対象児童:0歳 6 ヶ月から満3歳未満の未就園の子ども

#### ■提供体制と確保の考え方

##### ○国を含めた動き

- ・令和6年度 制度の本格実施を見据えた試行的事業として、一部の自治体でモデル事業を実施(給付時間数:月 10 時間を上限)
- ・令和7年度 法律上で地域子ども・子育て支援事業の1つとして位置づけ
- ・令和8年度 全自治体で実施

○本市においては、令和8年度からの事業実施に向け、必要定員数を見込み、受入体制の整備及び確保に努めていきます。

○また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備していきます。

○併せて、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(整備量)※ 必要定員数	0歳児	0	2	2	2	2
	1歳児	0	6	6	6	6
	2歳児	0	6	6	6	6
	合計	0	14	14	14	14

※必要定員数:公立及び民間事業者を含む1日当りの最低受入定員数

(国が示す算出方法による)

## 子ども・子育て支援法による確認申請について

### 1 確認申請

就学前児童の教育・保育無償化により、教育・保育を行う施設が、子ども・子育て支援法（以下「法」とします。）による給付等を受けるには、次の区分ごとに所在地の市長から支給対象施設としての確認を受ける必要があります。

施設、事業の種別	給付の区分	法規定
認可保育所、新制度移行済幼稚園	施設型給付費	第31条
乳児等通園支援	乳児等支援給付費	第54条の2

この確認事務において、市長は子ども・子育て会議等の意見を聴いたうえで利用定員を定めることとされています。

（法第31条第2項及び法第54条の2第3項）

認可定員が施設設置の物理的基準（面積・人員）に基づき安全かつ適切な保育環境の確保を県等の認可権者が確認し認定する上限数であるのに対し、利用定員は過去の実績や利用見込みに基づき市町村が認める実際の公定価格の算定基礎となる数です。利用定員は認可定員の範囲内で設定されます。

### 2 申請予定者

現在、令和8年4月1日から運営を予定している次の施設において市長の確認が必用となっています。

種別	施設名	申請事由	給付の区分
認可保育所	にじいろ保育園 羽黒	新設	施設型給付費
幼稚園 （既設）	杉の子幼稚園	私立学校振興助成法に基づく私学助成制度から法による子ども・子育て支援新制度の施設型給付へ移行	
	光明幼稚園		
	光明第二幼稚園		
乳児等通園支援	羽黒南子ども 未来園	新規	乳児等支援給付費

については、利用定員についてのご意見を賜りたいと存じます。

3 利用定員の案

(人)

施設名	クラス	利用定員	認可定員	在園児数 (R8.1.1)
にじいろ保育園羽黒	0歳児	18	18	—
	1歳児	30	30	—
	2歳児	30	30	—
	3歳児	30	30	—
	4歳児	36	36	—
	5歳児	36	36	—
杉の子幼稚園	3歳児	35	35	28
	4歳児	35	35	12
	5歳児	35	35	31
光明幼稚園	3歳児	90	100	58
	4歳児	60	120	52
	5歳児	60	120	58
光明第二幼稚園	3歳児	70	80	64
	4歳児	55	90	50
	5歳児	55	90	56
羽黒南子ども未来園	0歳児	1	1	—
	1歳児	1	1	—
	2歳児	1	1	—

私立幼稚園については、近年の在園児数減少に伴い、運用が可能な範囲での利用定員案を当該園から聞き取りをしています。

○子ども・子育て支援法

認可保育所、新制度移行済幼稚園

（施設型給付費の支給）

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

5 教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの

区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○子ども・子育て支援法

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（乳児等支援給付費の支給）

第三十条の二十 市町村は、乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて、第五十四条の三に規定する**特定乳児等通園支援事業者**（以下この款において「特定乳児等通園支援事業者」という。）の行う第五十四条の二第一項の**確認に係る乳児等通園支援**（以下この款、第六十二条第二項第五号及び第七十二条第一項第三号において「特定乳児等通園支援」という。）を利用したときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付費を支給するものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、**支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員**を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（仮称）犬山市こどもの権利条例（骨子案）

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利並びにその権利を守るための市、保護者、地域住民等、学校関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、こどもの最善の利益を守るために取り組むべき事項を定めることにより、こどもの権利を守りこどもの健やかな育ちを支援する市の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

（自分らしく生きるの権利）

第3条 こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること
- (2) 自分のことを自分で決めること
- (3) 自分の持つ力を発揮できること。

（のびのびと豊かに育つ権利）

第4条 こどもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 休むこと。
- (4) 食べること。

(5) 自然、歴史及び文化等にふれあうこと。

（安全に安心して生きる権利）

第5条 こどもは、安全に安心して生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情をもってそだてられること。
- (3) 健康な生活ができ、適切な医療を受けられること。
- (4) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) プライバシーが守られること。

（自由に参加する権利）

第6条 こどもは、自分に関わることに自由に参加するため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分の意見が尊重されること。
- (3) 自分の意見を表明するため、必要な情報の提供その他支援を受けられること。

（保護者の責務）

第7条 保護者は、こどもの養育についての責任を認識し、こどものふれあいの機会を大切にして、こどもが健やかに育つよう努めるものとする。

（地域住民等の役割）

第8条 地域住民等は、こがを地域社会の一員であることを認識し、こどもが地域で健やかに育つよう支援に努めるものとする。

2 地域住民等は、虐待等のあらゆる暴力及び犯罪からこどもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

（学校関係者の責務）

第9条 学校関係者は、こども一人ひとりの発達に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるとう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 学校関係者等は、虐待及び体罰から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。
- 3 学校関係者は、いじめの発見及び防止に努め、関係機関と連携し、いじめのない社会の実現に努めなければならない。
- 4 学校関係者等は、こどもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

（事業者の役割）

第10条 事業者は、地域社会の一員として、関係機関と連携して子どもの権利を守るための様々な取組みに協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第11条 市は、あらゆる施策を通じて、こどもの権利を保障するよう努めなければならない。

- 2 市は、こどもの権利を保障し、健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者（以下「保護者等」という。）と連携及び協働して、必要な施策を実施するものとする。

（こどもの育ちの支援）

第12条 市は、こどもが様々なことを体験し、及び仲間と交流する場を作るなど、豊かな経験を育むことを支援するものとする。

- 2 市は、犯罪、事故、災害その他有害な環境又は危険から子どもを守り、こどもが健やかに育つための環境の整備に努めるものとする。

- 3 市及び学校等関係者は、こども又は保護者が安心して相談できる場を設けるよう努めるものとする。

（子育て家庭への支援）

第13条 市は、保護者が安心して子育てができ、こどもの権利を守りながらその責務を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

（虐待又はいじめへの対応）

第14条 市及び学校等関係者は、関係機関と連携し、こどもの虐待、体罰又はいじめ等の防止、早期発見及び速やかな救済に取り組まなければならない。

2 保護者等は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した時は、速やかに児童相談所又は市等に通告しなければならない。

（委任）

第〇〇条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

## （仮称）犬山市こどもの権利条例策定スケジュール

## ■スケジュール

時期	内容
令和8年1月10日（土）	こども若者ミーティング（市内在住の高校生相当の年齢の人）
令和8年2月7日（土）	タウンミーティング
令和8年2月19日（木）	第3回子ども・子育て会議（進捗状況報告）
令和8年2月～3月	意見聴取（中学校3年生）
令和8年4月～12月	条例案作成
令和8年4月～7月頃	アンケートフォームによる意見聴取 教育支援センター訪問 ※詳細未定
令和8年5月～7月頃	意見聴取（市内小中学校）※詳細未定
令和8年7月	第1回子ども・子育て会議（進捗状況報告・骨子案提出）
令和8年10月頃	第2回子ども・子育て会議（修正案提出）
令和8年11月～12月	パブリックコメント
令和9年1月	第3回子ども・子育て会議（上程案提出）
令和9年1月～2月	例規審査会を経て議会へ上程

## ■意見聴取（中学校3年生）について

月日	学校名	学級数	時限	授業時間
2月26日（木）	東部中学校	4	3	10:35～11:25
2月26日（木）	犬山中学校	6	1	8:30～9:20
3月2日（月）	城東中学校	6	3	10:45～11:35
3月2日（月）	南部中学校	5	5	13:45～14:35

## ■経過報告

## (1) こども若者ミーティング

日 時 令和8年1月10日（土）午後1時30分から午後4時まで  
場 所 犬山市役所2階 205会議室  
参加者数 14人

## (2) タウンミーティング

日 時 令和8年2月7日（土）午後1時30分から午後3時30分まで  
場 所 犬山市役所2階 205会議室  
参加者数 14人